

特定健診・特定保健指導について

近年、生活習慣病(高血圧、糖尿病、脂質異常症、心臓病など)が増えています。その生活習慣病の発症と大きくかかわっていると注目されているのが、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)です。このメタボリックシンドロームに着目した「特定健診」とその結果に基づいて生活習慣の改善を支援する「特定保健指導」を行っています。健診を受けて生活習慣病を予防し、健康的な生活を送りましょう。

ジェネリック(後発)医薬品について

慢性疾患などで長期にわたり薬を服用し、薬代が負担となる場合は、同じ効果・効用を持つ後発医薬品(ジェネリック医薬品)に変更することで、負担が軽減される場合があります。処方希望の場合は、かかりつけの先生や行きつけの薬剤師さんに相談してみましょう。

開封方法 水に濡れている状態の時は乾いてから開封してください。
裏がしし 裏・裏の2箇所開けてください。



①をはがした後、ここ(②)からゆっくりとはがしてください。

〔医療費通知を活用した医療費控除の申告について〕

1. 本医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)

2. 「患者負担額」欄には、自己負担相当額が記載されています。なお、「患者負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。こうした場合には、例えば、「患者負担額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。

3. 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

〔通知書の説明〕

1. このお知らせは、受診された病院や診療所等からの請求にもとづいて、支払いが行われた分について作成がしてあります。なお、請求が遅れている場合等については、記載されていないことがあります。また、保険給付の対象とならない往診時の車代、差額室料、容器代、保険外の食事、歯科の保険外診療等は含まれておりません。

2. このお知らせについてのお尋ねは、はがき表面に記載の連絡先までご照会ください。

医療機関や薬局を受診等される場合は、必ず、被保険者証をご提示ください。

つくろう健康

栄養 「食事はバランスよく」

運動 「毎日体を動かそう」

休養 「しっかり休もう」

歯 80歳で20本以上自分の歯を残そう

●全身の健康は歯の健康から